

平成29年度 第1回香取市農業委員会総会議事録

平成29年4月18日

4月18日（火）香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を香取市役所5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の許可申請に係る下限面積の設定について
日程第2 議案第2号 香取市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について
日程第3 議案第3号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
日程第4 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第5 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
日程第6 議案第6号 農用地利用配分計画案に対する意見について
日程第7 議案第7号 香取市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について
日程第8 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第9 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
日程第10 報告第3号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について
日程第11 報告第4号 軽微な農地改良の届出について
日程第12 報告第5号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は19名で、その氏名は下記のとおり

1番	松 枝 和 夫	2番	越 川 定 勝
3番	富 澤 克 彦	4番	寺 島 美 幸
5番	飯 森 孝	6番	片 野 壽 夫
7番	海 老 澤 武	8番	高 松 多 可 史
9番	鶉 澤 幹 司	10番	林 藤 江
11番	菅 谷 樹 雄	12番	内 山 勝 己
13番	篠 塚 正 悟	14番	高 木 甚 一
15番	伊 藤 は っ 子	16番	高 木 重 樹
17番	伊 藤 寛	18番	栗 林 利 男
19番	大 堀 潔		

1. 欠席委員 なし

1. 事務局職員出席者

事務局長	篠	塚	和	広	管理班長	高	岡	晃
農地班長	越	川	泰	克	主 査	滑	川	典 文
主任主事	佐	々	木	卓 也				

開会 午後 3時00分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は19名です。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、平成29年度第1回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

この際、議席の指定をいたします。

大堀 潔委員の議席は、香取市農業委員会会議規則第6条第2項の規定により、19番を指定いたします。

◎議事録署名委員の選任

議 長 次に、議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、7番 海老澤武委員、16番 高木重樹委員を指名いたします。

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第12 報告第5号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の許可申請に係る下限面積の設定について。下記のとおり農地法第3条第2項第5号の規定による農業委員会が定める下限面積(別段の面積)の設定について審議を求める。平成29年4月18日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。議案の概要を説明します。

議案第1号は下限面積の設定でございます。

農地法第3条第2項第5号に下限面積の規定があり、北海道を除く都府県については50アール以上とされておりますが、農業委員会は農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内全部または一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、これを公示したときは、その面積を下限の面積として設定できることとなっております。

つきましては、今年度、香取市の下限面積(別段の面積)の設定について、以下のとおり提案するものであります。

農地法第3条第2項第5号の規定に基づく下限面積について、香取市は50アール以上ということをご提案申し上げます。

理由につきましては、(1)2015年農林業センサスで経営面積が50アール以上の農地保有農家が市内全農家数の9割を超えているため。

(2)管内、これは昨年度委員の皆様方にご協力いただきました荒廃農地調査の結果でございますけれども、荒廃農地率が4.25%と比較的低いため。

以上の理由でございます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 香取市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について。平成28年8月19日付けで、承認を受けた香取市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、下記のとおり改正したいので審議を求めます。平成29年4月18日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

本案件は、平成28年4月1日施行の改正農業委員会法に基づきまして、「農地等の利用の最適化の推進」が規定されたことにより、昨年8月19日に招集の8月総会において現行指針の承認を受けて公表したものでございます。なお、今回、数値目標等を表形式で明確にするため所要の改正を行うということで提案するものでございます。

なお、議案には改正案と現行指針を載せてございますが、説明は改正案の各項目の目標数値のみの説明とさせていただきます。

最初に3ページでございます。

遊休農地の発生防止・解消についてということで、(1)遊休農地の解消目標でございます。

これが現状、平成28年4月が新法施行の数字でございますけれども、管内の農地面積、これは11,300ヘクタールとさせていただいております。この面積は農林水産省の耕地面積統計の数値、これを規定値としております。

遊休農地面積でございますが、28年4月現在が461ヘクタール、遊休農地の割合、これはBの面積をAで割ったものでございますけれども、4.07%。

3年後の31年4月の目標ですけれども、遊休農地面積を417ヘクタール、割合を3.69%、平成35年4月の目標を300ヘクタール、2.65%という割合で、定めさせていただいております。

中の項目については、省略させていただきます。

続きまして、4ページの2の担い手への農地利用の集積・集約化について、でございます。

(1)の農地利用集積目標という表でございます。

これも先ほどと同じく28年4月の現状としまして、3年後、31年の4月の目標とさせていただきます。管内農地の面積も同じ数値でございます。Bの集積面積でございますけれども、現状を1,884.4ヘクタール、3年後の目標を3,390.0ヘクタール、35年4月の目標を

5,763.0ヘクタールとさせていただいております。集積率ですけれども、16.7%、30%、51%というふうにしております。

この51%ですけれども、この目標設定の考え方を、説明させていただきます。

平成26年3月に策定された「千葉県農地中間管理事業の推進に関する基本方針」のなかで、「概ね10年後に、県内全農用地の51%を担い手が利用することを目標とする。」ということから、県に準じまして香取市の耕地面積である、11,300ヘクタールの51%で5,770ヘクタールを10年後の集積目標とすることでございます。

若干、それを比べるとちょっと早めの達成に見えますけれども、これはすべて最適化・推進が順調にいくことを思っている過程でございますので、ご理解のほどお願いいたします。

この数値については、当時の農政課の方より一応ご意見をいただいた数値でございます。

あと、5ページは、省略させていただきまして、6ページの3の新規参入の促進目標について、でございます。

表の中で、先ほどと同じ現状、3年後の目標、あと35年4月の目標としております。

これにつきましては、新規参入者を個人、法人ということで、それぞれ目標を立てております。現状は個人が3人、法人が4法人ということで、28年4月現在ございました。

3年後は、個人12人、12法人、35年4月にはさらに20人、28法人を積み上げていくということで定めてございます。

これにつきましては、目標数値がかなり高めと思われるかもしれませんが、昨年の指針策定時について、県の方に確認したところ、より高い目標を持って、もう一度最適化推進を目指すことが重要ということで、ご指導いただきましたので、数値についてはかなり高めの数値かなというふうには考えておりますけれども、各委員の皆様方におかれましては、農地の最適化推進のために、この目標数値を持って努力していただきますというふうに思いますので、ご協力のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

改正案については、以上でございます。

議 長 本件は、農業委員会等に関する法律第7条第2項の規定により、農地利用最適化推進委員の意見を聴くこととされています。

よって、農業委員のほか、推進委員各位の意見を伺います。

ご意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 意見ないようですので、なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第3号 平成29年度の目標およびその達成に向けた活動計画について。

下記のとおり、香取市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針に基づき、平成29年度の目標およびその活動計画について審議を求めます。平成29年4月18日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

本案件は、議案第2号の香取市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針に基づき、具体的な年度目標および活動計画を定めるものでございます。

これも、各項目の年度目標のみを説明申し上げます。

議案書の12ページをお願いいたします。

Ⅱの担い手への農地の利用集積・集約化ということで、2の29年度の目標及び活動計画ということでございます。

こちらの集積目標面積を2,492ヘクタールとさせていただいております。うち新規集積面積ということで300ヘクタールを前年度の実績からの積み上げということでございます。

活動計画につきましては、農業委員さん、最適化推進委員さん、地域において担い手であります認定農業者へ、農地集積に係る利用調整活動を行なっていただくということ。

あと、基盤強化促進事業の売買制度を活用して、やはり担い手への農地の集積を促進する。

また、これは農政課との連携でございますが、農地利用集積円滑化事業の活用によりまして、集積を上げております。

あと、農地中間機構ですね、管理機構との連携で集積を行うということです。

Ⅲの新たな農業経営を営もうとする者の参入促進ということでございます。

2の平成29年度の目標及び活動計画ということで、個人・法人合わせまして目標数を6経営体とさせていただきます。参入目標面積も5ヘクタールとしております。

活動計画につきましては、昨年度より人・農地プランの策定が進んでおりまして、そこで中心となる経営体を明確にするということで、集落営農組織が新規に立ち上がっているところもありますので、この目標につきましては、この人・農地プランの策定にあわせて集落営農組織の設立に向けて集落説明会を実施していただくということでございます。

次に、13ページの遊休農地に関する措置でございます。

こちらも2の平成29年度の目標および活動計画ということで遊休農地の解消目標面積30ヘクタールとさせていただきます。

この遊休農地の調査につきましては、昨年度、一昨年度に比べて約50ヘクタール超出ております。これは、調査の精度もあるかと思えますけれども、今年度は6月に県が作成しました荒廃農地調査に関する冊子ができましたので、それに具体的に農地の状態を判断する写真等が付いております。それに基づいて、今年度ある程度の不作付地、1年、2年作っていない農地、これは荒廃農地とは言わない場合がありますので、その辺のことはまた改めて説明会を開きますので、精査していただいて遊休農地面積も縮減できるのではないかなというふうに考えております。

調査実施時期は昨年度と同じく8月から9月、暑い時期で忙しいと思えますけれども、国から示めされている調査実施が8月、9月、10月位の間で実施しなさいと。その調査結果を元に農地利用意向調査を実施しておりますので、その関係上どうしても調査がこの時期になってしまうということで、ご理解のほどお願いしたいと思います。

続きまして、最後に違反転用への適正な対応ということで、本市におきまして、違反転用物件とされたものは約2ヘクタール位でございます。これについては、いろいろ問題がございまして、早期に解決するのは難しい面もあるんですけれども、日常的な違反転用の防止につきましては個々の農地パトロール、あと審査会の農地パトロール等行っておりますので、その辺未然に防止、早期発見等を実施してですね、違反転用についてはなるべく発生が起きないように今年度も取り組みたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長 本件について、農業委員のほか、推進委員各位の意見を伺います。

ご意見はございませんでしょうか。

小林推進委員 小林と申します。13ページの遊休農地に関する措置ということで、その下の課

題というところで、遊休農地の増加の要因としては農家の高齢化、後継者、それと離農者の増加が考えられると書いてありますけれども、ここはやっぱり基本的に所得の低減というのがあるんじゃないかなと思いますけれども、なぜ所得というのを入れないのでしょうか。今、経費がすごくかかっているということで手取りさせ増えれば、もう少し農家をやる人が増えるんじゃないかなと思いますけれども。

事務局農地班長 それにつきましては、農家の統計調査等々、農家の高齢化、後継者などがありまして、所得の低減というのは今まで私も農業上の聞いたことがなかったの、書いていなかったのですが、今の小林委員さんの意見も確かに納得する部分もあります。それに小林推進委員さんの意見等ありますので、所得の低減ということで課題をもう一つ追加した方がよろしいかと思えます。

議長 それでは、今、小林推進委員さんの意見に関しまして、載せた方が良いのか、いがあるかということで、審議をいたします。

どうでしょうか。皆さん、一緒に賛同いただければ載せる方ということで、挙手なり同意をお願いしたいですけれども、賛成ですか。皆さん、どうですか。

それでは、皆さん、いきなりこういう質疑をお伺いしても、すぐ回答いただけるといいんですけど、やはり意見は意見でございましたので、文書上入れても差し支えないと思えますので、それも一つの要因と私も見受けられますので、せつかく小林推進委員さんが言ってくれたので、これは文書の方へ今後のためにも入れますので、小林推進委員さん、それでよろしいですか。

小林推進委員 はい、ありがとうございます。

議長 皆さん、これで賛同していただけますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ありがとうございます。

ほかに、なにか意見ありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長 意見なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号は、原案に小林推進委員さんの意見を加えて決定することに、ご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案に小林推進委員さんの意見を加えることに決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。平成29年4月18日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは、14ページから18ページで、整理番号は1番から7番までです。

14ページの整理番号1番、16番ページの整理番号4番の案件については、譲渡人が経営移譲年金を受給中のため、親子間により使用貸借権の再設定を行うものであります。

次に、15ページの整理番号2番の案件については、親子間による贈与であります。

なお、申請者は匝瑳市内に所有している農地についても、現在一括贈与の申請中であるとのことです。

次に、15ページの整理番号3番の案件については、譲受人が香取市内に農地を取得して新規参入するものであります。

なお、譲受人は既に地元農家の指導を受けまして、申請地の農地を耕作しております。

次に、17ページの整理番号5番、18ページの整理番号6番、7番の案件については、譲受人が農号経営規模の拡大を図ることを目的として、売買により所有権移転を受けるものであります。

以上、7件でございます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第1班 班長 高木重樹委員。

16番高木委員 去る、4月11日、火曜日午後1時30分より市役所3階302号会議室において、第1班の事前審査会を開催いたしました。

提出されました農地法第3条の案件は7件であります。

案件については、それぞれ写真および書類により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について、ご報告いたします。

整理番号1番から7番まで審査した結果、議案第4号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いします。

議 長 次に、担当委員の意見ををお願いします。

整理番号1番について、議席番号1番 松枝委員。

1番松枝委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、父が経営移譲年金を受給しているため、農業後継者である子と使用貸借権の再設定を行うものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、2番について、2番 越川委員。

2番越川委員 整理番号2番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、母親から子に農地を一括贈与により譲り渡すものです。

母親は高齢のため農業経営を子に譲り、後継者である子が農業経営を開始するものです。

親子間の贈与であり、今後も適正な農地の維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、3番について、4番 寺島委員。

4番寺島委員 整理番号3番の申請は、譲渡人は県外居住のため農地管理が困難となりつつあること、譲受人は農業経営に新規参入したいことから、売買にて譲り受けるものです。

申請地は譲受人が数年前から荒地を整備し耕作しており、近隣農家の指導を受けながら農業を行っております。

なお、現在住所地在が〇〇〇となっておりますが、これは、移住するための住家が大変古く、水道・浄化槽などのライフラインやインターネット環境の整備など、設備改修に時間を要しているためであります。

サツマイモやジャガイモの栽培を計画しており、所有権移転後も良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、4番について、6番 片野委員。

6番片野委員 整理番号4番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、父が経営移譲年金を受給しているため、農業後継者である子と使用貸借権の再設定を行うものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、5番について、12番 内山委員。

12番内山委員 整理番号5番について、現地調査等を行った結果をご説明申し上げます。

この申請は、譲渡人は農業経営の規模縮小のため農地を処分したい意向があり、近隣農地所有者である譲受人と売買による所有権移転の協議が整ったものでございます。

申請地は、作付良好な優良農地で、譲受人の自作地に近い通作利便な農地でございます。所有権移転後も農地の良好な維持管理が実施できるものと考えます。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 次に、6番、7番の2件について、19番 大堀委員。

19番大堀委員 整理番号6番、7番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大を図るため、自作地に隣接している農地について売買により譲り受けるものであります。

申請地は一団となった耕作利便な農地であり、耕作地の作付は良好であります。

したがって、農地取得後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第5 議案第5号

議長 日程第5 議案第5号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求めます。

平成29年4月18日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

平成29年度第1次農用地利用集積計画は整理番号1番から259番であります。ページは19ページから153ページです。

所有権移転が4件、4,217㎡すべて田でございます。

次に、使用貸借権設定の再設定4件7,083㎡、このうち田が4,083㎡、畑が3,000㎡です。

次に、貸借権設定の新規が96件、399,778.13㎡、このうち田が324,284.13㎡、畑が75,494㎡です。

次に、再設定61件、218,250.04㎡、このうち田が206,894.04㎡、畑が11,356㎡です。

次に、農地中間管理事業分について、貸借権設定の新規94件、724,374.23㎡、このうち田が717,003.23㎡、畑が7,371㎡です。

以上、259件の第1次農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 議案第5号については、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第5号 52番、53番の2件について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 〇〇〇〇委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号 整理番号52番、53番の2件については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 整理番号52番、53番の2件については、原案のとおり決定いたします。

○番 〇〇委員の入場を許可します。

(○番 〇〇〇〇委員 入場・着席)

議 長 次に、議案第5号 122番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 〇〇委員の退場を求めます。

(○番 〇〇〇〇委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号 122番については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 122番については、原案のとおり決定いたします。

○番 〇〇委員の入場を許可します。

(○番 〇〇〇〇委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第5号の3件を除く256件について、審議いたします。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第5号の3件を除く256件については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第5号の3件を除く256件については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第6 議案第6号

議長 日程第6 議案第6号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第6号 農用地利用配分計画案に対する意見について。下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見を求める。平成29年4月18日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

整理番号は1番から13番、ページは154ページから204ページです。

貸借権設定の新規13件、724,374.23㎡、このうち田が717,003.23㎡、畑が7,371㎡です。

以上の13件の農用地利用配分計画案につきましては、農地中間管理事業法第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第7 議案第7号

議長 日程第7 議案第7号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第7号 香取市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項において準用する同条第1項の規定による意見について審議を求める。平成29年4月18日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

整理番号1番、事情計画者は現在、県外に居住しておりますが、実家の両親が高齢のため、実家の近くに家を建てる計画であります。

申請者の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地であります。

整理番号2番、事業計画者は〇〇〇〇を経営しておりますが、事業の拡大により敷地が手狭なため、拡張する計画であります。

申請地の農地区分は第1種農地ですが、お手元に配布の不許可の例外事由一覧表の〇に該当します。

整理番号3番、事業計画者は、結婚に伴い実家の隣に家を新築する計画であります。

申請地の農地区分は、第1種農地ですが、不許可例外事由一覧表のIに該当します。

整理番号4番、事業計画者は、現在香取市内のアパートに住んでおります。

専業農家を営む両親が高齢なため、〇〇を〇〇して農業に従事するため、実家の隣の家を建てる計画であります。

申請地は、第1種農地ですが、不許可例外事由一覧表のIに該当します。

以上、4件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

振除外がなされた場合、転用の見込みがあるかどうか判断した結果、特に問題はないと判断しました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第7号についての意見は、「問題なし」とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号についての意見は、「問題なし」とすることと決定いたします。

◎日程第8 報告第1号から報告第5号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。平成29年4月18日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は8件です。

報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画(中途解約)の通知があったので報告する。平成29年4月18日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は28件です。

報告第3号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について。下記のとおり農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出があったので報告する。平成29年4月18日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は、1件です。

報告第4号 軽微な農地改良の届出について。下記のとおり、軽微な農地改良の届出書の提出があったので報告する。平成29年4月18日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は、1件です。

報告第5号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。平成29年4月18日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は7件です。

以上、報告を申し上げます。

◎閉 会

議長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に對しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時57分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人